

みんなで造めるみんなのまちづくり

安八町 自治基本条例

自治基本条例って どんな条例？



自治基本条例は、「**自分たちのまちのことは、自分たちで考え、話し合い、自分たちの力で解決する**」という認識の下で、町民・議会・町が協働でまちづくりを進めるため、「誰が」、「何を」、「どうするのか」を明文化したものです。

「安八町自治基本条例」は、まちづくりの基本的なルールや仕組みなどを定めた、町の自治推進における最高規範となります。

なぜ、自治基本条例 を制定するのか？



少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来、住民ニーズの多様化など、地方自治体をとりまく情勢は大きく変化しています。こうしたなか、地方分権の進展に伴い、地方自治体には自らの権限と責任のもとでまちづくりを行うことが求められるようになりました。

そこで、**町民一人ひとりが自ら考え、町民・議会・町の協働によるまちづくりを実践するための指針**として、この度「安八町自治基本条例」を制定しました。

「まちづくり」 って何だろう？

まちづくりとは、より住みやすいまちとする活動全般を示します。例えば、道路・公園などのハード面の整備・維持管理や、子育て支援・高齢者福祉などのソフト面の活動も「まちづくり」のひとつです。

また、情報を収集し、地域活動に参加することや、町の計画・事業に対して意見や提案を出したり、町との話し合いに参加することも「まちづくり」といえます。

広報やホームページで
安八町の情報をみる

アンケートに答えたり、
意見・提案を出す

ワークショップや講座に
参加し、ともに考える



地域活動に参加し、
みんなで支え合う



「安八町自治基本条例」について知ろう！

安八町自治基本条例は「協働のまちづくりを実践するための指針」です！

- ◆安心して心豊かに暮らすことのできるまちを創り上げていくためには、「町民」・「議会」・「町」のそれぞれの役割と責任を明らかとし、協働しながら取り組む必要があります。この条例は、「協働のまちづくりを実践するための指針」であり、自治の基本的なルールとなります。（第1条）
- ◆「町民」とは、町民一人ひとりを指すだけではなく、NPOやボランティアなどの活動団体、社会教育関係団体、PTAや老人クラブなど、まちづくりに関わるさまざまな任意団体も含みます。（第2条）

まちづくりの基本理念を理解し、情報を共有しよう！

- ◆協働のまちづくりを進めるためには、基本的な理念を共有しながら、町民・議会・町がそれぞれの役割の下で取り組みを進める必要があります。そのため、協働のまちづくりを進めるための基本理念を定めています。（第3条）
- ◆基本理念に基づき、協働のまちづくりを進めるためには、町民・議会・町が情報を共有することが第一歩となります。まちづくりに関する情報は、町民・議会・町の共有財産として活用しながらまちづくりを進めます。（第4条）

「まちづくりの基本理念」とは？

まちづくりは、町民・議会・町がそれぞれの役割を担いながら進めていくのですが、特に町民の皆さんの主体的な取り組みを促し、相互の協働による取り組みを推進するために、まちづくりの基本的な考え方（理念）を以下のように定めます。

- ① みんなで協働して取り組むまちづくり
- ② 開かれたまちづくり
- ③ 平等で格差のないまちづくり

まちづくりに関する情報を共有しよう！

協働のまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する情報を共有する必要があります。町の状況や課題を知らなければ、より良いまちづくりに向けて話し合うことも、活動することもできません。

まずは自分たちのまちのことを知り、お互いの情報を交換しましょう！

「広報あんぱち」やホームページをチェックしてみよう！

町では、月に1度、「広報あんぱち」を発行しています。まちの出来事やイベント情報、各課からのお知らせなどを分かりやすくまとめて掲載していますので、是非ご一読ください。

また、ホームページの充実などにより、積極的な行政情報の公開を進めています。

「広報あんぱち」をはじめとする行政情報誌の電子版を掲載しているほか、SNS*による情報発信を行っていますので、ご活用ください。

役場に行ってみよう！

町では、皆さんと気軽に対話できる雰囲気づくりに取り組んでいます。分からぬことやご意見があるときは、役場の窓口に行ってみましょう。

また、各課の窓口では各種パンフレットを配布していますので、ご自由にお取りください。

WELCOME



*SNS・・・ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上で、お互いに趣味や生活などを公開しながら、コミュニケーションを取り合うことを目的としたサービスのことです。

「安八町自治基本条例」は全31条からなる条例ですが、条例には専門的な用語や独自の言い回しがあり、理解するのはなかなか難しいものです…

そこで、「安八町自治基本条例」の内容を解説しますので、理解を深め、協働のまちづくりを実践しましょう!



まちづくりの担い手と役割は?



皆さんには、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画する権利をもっています。自ら解決できる問題は自らで、地域で解決できる問題は地域で協力して解決するように努めましょう。(第5条)



議会は、町民の代表として、町民と十分に意見交換を行ったうえで議事に参加します。また、審議や政策提案の能力向上に努めます。(第6条)



町(町長、職員)は、皆さんの自主的なまちづくりを促進するとともに、自ら積極的にまちづくりに取り組みます。また、効率的な町政運営、職務遂行に努めます。(第7条～第9条)



基本理念に基づくまちづくりの推進

●みんなで協働して取り組むまちづくり

まちづくりに関する計画策定や施策実施にあたっては、さまざまな手法により町民が参画できるように制度を運用します。

具体的には、ワークショップ、意見交換会、パブリックコメント、アンケートなどの手法により、皆さんの意見を町政に反映します。(第10条～第14条)

●開かれたまちづくり

協働のまちづくりを推進するために、町は、まちづくりに関する情報や会議の内容などを積極的に公開します。

また、町では、皆さんの「知る権利」を保障することを目的とする「安八町情報公開条例」を制定していますが、こうした条例に基づいて情報を公開する際は、個人情報の保護について十分に配慮します。(第15条～第17条)

●平等で格差のないまちづくり

皆さんには、平等な立場でまちづくりに参画することができます。

町は、国籍、年齢、性別、心身の状況などの違いに関わらず、皆さんに等しくまちづくりの参画機会を提供します。また、皆さんの自主的な活動を支援します。(第18条～第20条)

意見をまちづくりに届けよう! まちづくりについて、一緒に話し合おう!

町では、皆さんのご意見を町政に反映させるため、ワークショップ*やパブリックコメント*、各種審議会や検討委員会における委員公募を実施しています。

こうした機会を活用して、町へ皆さんの声を直接届けるとともに、まちづくりについて一緒に話し合いましょう!

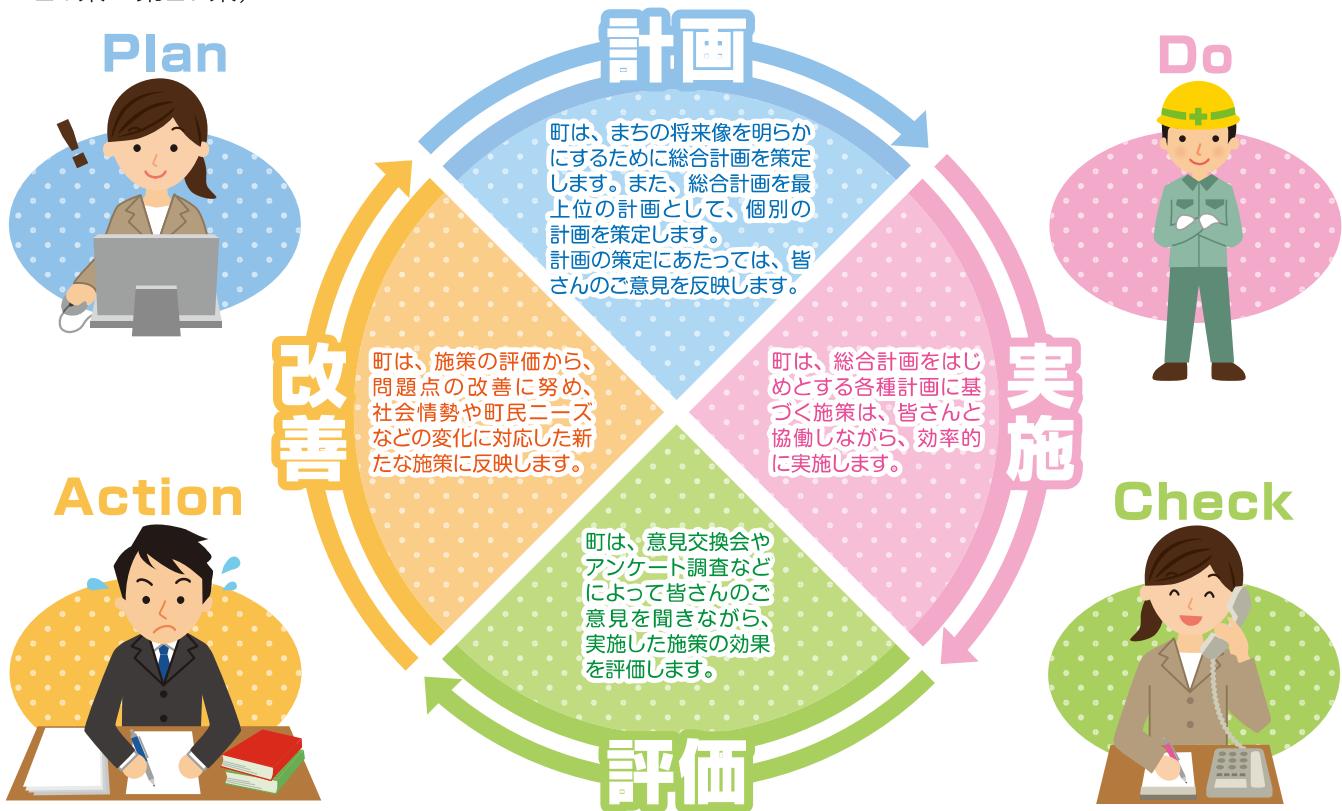


*ワークショップ…進行役の誘導のもと、個人や班単位で意見を出し合いながら一つの成果を作っていく方法です。

*パブリックコメント…町が条例や計画などを策定する際に、町民の皆さんから広くご意見・改善案などを求める手続をいいます。

町政運営の基本について

- ◆町政の運営にあたっては、町が目指す将来像を明らかにし、実現に向けた分野ごとの計画策定や施策を実施していきますが、その際には透明性のある説明が求められます。
- ◆これらのことから、町はまちづくりの基本理念に則り、町政推進のための指針として総合計画を策定・運用するとともに、各種の計画を策定するときには、総合計画と整合を図ることとします。さらに、各種計画は、立案・実施・評価の過程において、経過、内容、効果及び手続きを皆さんに明らかにします。(第21条～第27条)



広域的な協力・連携について

- ◆近年、住民ニーズの多様化や政策課題の広域化などにより、近隣の都市との協力・連携が重要となりつつあります。そのため、広域的な対応が必要な課題や共通の地域課題については、相互に協力・連携しながら解決に努めます。(第28条)
- ◆広域的な協力・連携に向けては、町外の人々との交流を深めるとともに、交流によって得た知恵や経験を活用することが必要です。(第29条)

条例の位置付けと見直しについて

- ◆「安八町自治基本条例」は、まちづくりの基本的な考え方を示すものとなることから、町民・議会・町は、この条例を最大限尊重するよう努めなければなりません。(第30条)
- ◆社会状況や諸状況により、「安八町自治基本条例」の見直しが必要な場合には、皆さんのご意見を伺いながら見直すなど、柔軟に対応します。(第31条)

安八町自治基本条例(全文)

前 文

安八町は、伊吹の靈峰を仰ぎ、揖斐・長良の清流に囲まれた豊穣な輪中にはぐくまれてきたまちであり、町民と議会及び町が協力し合って、明るく幸せに満ち、自主・自立したまちづくりを目指してきました。

こうした中、地方分権の進展や少子高齢社会の進行等による社会構造の変化を受けて、町民の町政への参加や相互の連携、協力を一層進め、地域力の向上を図ることにより、町民が等しく尊重され、安心して心豊かに暮らすことのできる持続可能な地域社会を創り上げていく必要があります。

そこで、町民主体によるまちづくりの推進を図るため、ここに、まちづくりの基本理念、町民の権利と責務、議会や町長の役割と責務等、安八町におけるまちづくりの基本を明らかにした安八町自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民と議会及び町の果たすべき役割と町政運営の仕組みを定めることにより、協働による自治を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在勤、就学する者及び町内に事務所又は事業所を置く事業者並びに本町のまちづくりに関係のある団体
- (2) 町 町長、その他の執行機関及びその職員
- (3) 議会 議会及びその議員
- (4) まちづくり 町民一人ひとりが心豊かに、活力にあふれ、健やかに活動することができる地域社会を実現するための公共的な活動
- (5) 協働 町民及び町又は町民相互がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること
- (6) 参画 町の政策立案から実施及び評価までの各段階において町民が主体的に参加すること
- (7) 平等 まちづくりに関わる主体が、お互いに対等な立場で協力しながらまちづくりへの参画機会が等しく確保されること
- (8) コミュニティ 町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを目的として自主的に結ばれた組織及び集団

第2章 まちづくりの原則

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりの主体は町民であり、町民と議会及び町は協働して次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 町民の自主的・主体的な参画が保証されるとともに、町民と議会及び町が相互の役割を尊重し、みんなで協働して取り組むまちづくり
- (2) 町民と議会及び町が、合意形成を図るために必要な情報を相互に共有できるわかりやすく開かれたまちづくり
- (3) すべての町民の人権が保障され、それぞれの個性又は能力が活かされる平等で格差のないまちづくり

(情報の共有化)

第4条 町民と議会及び町は、相互に地域活動を重ねながら、まちづくりに関する情報共有を推進するものとする。

2 町は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が町民に理解されるよう努めるものとする。

第3章 まちづくりの担い手

(町民の権利及び責務)

第5条 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、参画する権利及びまちづくりについて学ぶ権利を有する。

2 町民は、それぞれの町民が国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いにより、まちづくりに固有の关心・期待等を有していることに配慮し、まちづくりの参画についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民は、まちづくりに関して自らの責任及び役割を自覚し、その活動において自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。

4 町民は、自己責任のもと自ら解決できる問題は自ら解決するよう努めるものとする。

(議会の役割及び責務)

第6条 議会は、町民の意思が町政に反映されるよう町の監視機能の向上に努めるものとする。

2 議会は、町民と意見交換を十分に行い、議会活動を活発に行えるよう努めるものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報を町民にわかりやすく説明するとともに、情報公開の求めに応えるものとする。

4 議会の議員は、町民の代表として議事に参加し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めるものとする。

(町の役割及び責務)

第7条 町は、まちづくりを推進するため、必要な施策を講じるものとする。

2 町は、町民の自主的・主体的なまちづくりを促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

3 町は、地域におけるコミュニティの役割を認識し、その活動を促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

(町長の役割及び責務)

第8条 町長は、町民の生活の安全を守り、民主的かつ効率的な町政運営を図るよう努めるものとする。

2 町長は、町民がまちづくりに参画できる機会を提供できるよう努めるものとする。

3 町長は、町民の意見等を積極的に聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 町長は、多様化する町民の行政需要に対応し、協働のまちづくりを推進すため、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めるものとする。

(職員の役割及び責務)

第9条 町の職員は、まちづくりの基本理念に則り、誠実かつ効率的に職務を遂行するよう努めるものとする。

2 町の職員は、自らも地域の一員であることを認識し、地域の課題把握に努め、町民と連携し、まちづくりに自ら積極的に取り組むものとする。

3 町の職員は、まちづくりに必要な能力開発及び自己啓発に努めるものとする。

第4章 みんなでつくる町政

(まちづくりへの参画)

第10条 町は、まちづくりの過程で、計画、実施及び評価の各段階において町民の参画が図られるよう努めるものとする。

2 町は、まちづくりにおける地域課題の解決のために、NPO、コミュニティ等との協働を推進するよう努めるものとする。

(審議会等への参画)

第11条 町は、町政の重要な事項に対し、町民と協働して対処するため、審議会等の附属機関等を設けることができる。

2 町は、附属機関等の委員を任命しようとするときは、条例等で定める特別な場合を除き定数の一部に公募による委員を含めるよう努めるとともに、性別、年齢構成、他の附属機関等の兼職状況等に配慮するものとする。

(各種計画策定への参画)

第12条 町は、まちづくりを計画的に実施し、町民の参画を推進するため、重要な計画等を策定するときは、その内容、性質等に応じ、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 計画等策定に関する情報を事前に公表すること。

(2) 町民が計画等の策定に参画できるよう、多様な方法を工夫すること。

(3) 計画等の計画案及び策定中の経過を公表し、町民の意見を聞くこと。

(4) 町民から寄せられた意見の対応について、町長に説明すること。

(町民意見等の募集及び反映)

第13条 町は、重要な計画及び政策の策定並びに条例の制定改廃に際し、パブリックコメント制度等を活用し、広く町民の意見を聞くものとする。

2 町は、前項の規定により町民の意見を聽こうとするときは、事前に必要な事項について公表するものとする。

3 町は、第1項の規定により提出された意見等について総合的に検討し、その適切な反映に努めるとともに、検討結果を公表するものとする。

(住民投票)

第14条 町長は、町政及び町の将来に関わる最重要項目について、広く町民の意見を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票の投票資格要件とその他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。

3 町民と議会及び町は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第5章 開かれた町政

(情報公開の原則)

第15条 町は、まちづくりに関する情報を町民にわかりやすく公開するものとする。

2 町は、安八町情報公開条例（平成17年条例第1号）で定めるところにより、町民に対し町の保有する情報を積極的に公開することにより、町民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できるよう努めるものとする。

(会議公開の原則)

第16条 町は、附属機関等の会議を開くものとする。ただし、法令に定めのあるもの又は安八町個人情報保護条例（平成17年条例第2号）に定めるところにより公開することが適当ないと認められるときは、公開を制限することができる。

(個人情報の保護)

第17条 町は、安八町個人情報保護条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について個人の権利及び利益が侵害されることのないよう必要な措置を講じるものとする。

第6章 平等で格差のない町政

(平等な参画機会)

第18条 町民は、まちづくりを推進するために、自らの意思と平等な立場で発言・提案し、町の政策立案、実施、評価及び見直し等のそれぞれの段階に参加することができる。

2 町は、国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いに関わらず、まちづくりの参画について町民に等しく機会を提供しなければならない。

(コミュニティの形成・活用)

第19条 町民は、この条例の目的を達成するために、その活動内容に応じたまちづくりを行なう組織をつくることができる。

2 町民及び町は、自治会その他のコミュニティの役割を認識し、その活動を拡充し、又は活発にしていくための学習機会の確保に努めるものとする。

3 町民は、地域の中で安心して暮らしがんこができるよう、自主的に自治会その他のコミュニティ活動に参画し、相互に助け合い、協働するものとする。

4 町は、自治会その他のコミュニティ活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

(多文化共生)

第20条 町民と議会及び町は、世界の人々と相互に理解を深め、多様な文化が共生し、和平に共存することができるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 町は、町民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共生できる環境の整備に努めるものとする。

第7章 町政運営の基本

(町政運営の原則)

第21条 町は、個性的で持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、常に最小の費用で最大の効果をあげるよう努めるものとする。

(町の組織及び体制)

第22条 町は、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応できる組織づくりを行うとともに、行政各分野における課題等に総合的に対応できる体制を整えることによるものとする。

(総合計画等に基づく町政運営)

第23条 町は、町の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨に則り、町政運営の指針として基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 総合計画は、計画期間を定めて策定され、8年ごとに見直すものとする。

3 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものとする。

4 総合計画は、町の最上位の計画とし、町が個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

5 町は、総合計画について、指標を用いること等により、その内容及び進捗状況に関する情報を町民に分かりやすく提供しなければならない。

6 前項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）についても準用する。

(総合計画の策定手続き)

第24条 町長は、基本構想若しくは基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、安八町総合計画審議会設置条例（昭和58年条例第15号）第1条に規定する安八町総合計画審議会に諮問するものとする。

2 町長は、前項に規定する手続きを経て、基本構想若しくは基本計画を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

3 前2項の規定は、基本構想若しくは基本計画の変更についても準用する。

(財政運営の基本事項)

第25条 町は、総合計画及びこれを具体化するための計画を踏まえるとともに、経済状況に柔軟に対応できる財政運営を図るものとする。

2 町は、毎年度予算成立後、施策の予定及び進行状況が明らかになるように予算の執行計画を定め、十分な情報の提供に努めるものとする。

3 町は、決算に関する書類を作成するときは、これらの書類が施策の評価に役立つものとなるよう配慮するものとする。

4 町は、一般会計その他特別会計の財政状況及び経営状況の公表に当たっては、町民にわかりやすい方法で行なうように努めるものとする。

(評価の実施)

第26条 町は、まちづくりを進めるに当たっては、総合計画その他の計画に基づく施策を実施し、その結果について評価し、改善を図るというサイクルに基づき遂行することにより、能率的な町政運営に努めるものとする。

(説明責任)

第27条 町は、町の業務の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続きを町民に明らかにし、説明するよう努めるものとする。

2 町は、行政手続きに關し別に条例で定めるところにより、町政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、町民の権利利益の保護に努めるものとする。

第8章 他の機関等との関係

(国、他の地方公共団体との協力・連携)

第28条 町は、国、他の地方公共団体その他の関係機関との間において、相互に協力して適切な関係の構築に努めるとともに、共通する地域課題の解決のため、積極的に連携するよう努めるものとする。

(町外の人々との交流)

第29条 町民と議会及び町は、町外の人々とも積極的に交流を深め、その交流により得られた知恵と経験をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

第9章 条例の位置付け及び見直し

(条例の位置付け)

第30条 この条例は、本町の自治における基本となるものであり、町民と議会及び町は、まちづくりの推進に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重するよう努めるものとする。

2 町は、他の条例、規則等の改正改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

(条例の見直し)

第31条 町は、まちづくりの推進状況及び社会状況の変化等に照らし、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、町は町民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

※本条例は、平成27年3月3日に
制定されました。



安八町自治基本条例

平成27年4月発行

発行 岐阜県安八町 編集 安八町役場 企画調整課
〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 161番地
TEL 0584-64-3111 FAX 0584-64-5014
URL <http://www.town.anpachi.gifu.jp>

安八町
ホームページ

